
プロジェクト IFRS 解釈指針委員会

項目 IFRS 適用課題対応専門委員会における検討状況

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 11 月 10 日に開催された第 1 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「本専門委員会」という。）における検討状況をご説明し、ご意見をいただくことを目的として作成している。

II. 本専門委員会の概要

概 要

2. 本専門委員会では、冒頭、本専門委員会の目的や進め方に関して、IFRS 解釈指針委員会で議論された論点については、アジェンダ却下通知（案）、基準の修正に関する公開草案、解釈指針に関する公開草案等、IFRS の解釈や基準の修正に直接的につながるものについて主に議論を行うこととされた。
3. また、わが国における IFRS の適用上の課題については、専門委員から、これまでエンドスメント作業部会において抽出された項目について、まず同作業部会においてガイダンスや教育文書が必要となる可能性のある論点の棚卸しを行ったうえで、IFRS 適用課題対応専門委員会にインプットを行うとしてはどうかという旨が提案された。
4. その後、2015 年 9 月 8 日、9 日に開催された IFRS 解釈指針委員会において議論された次の 5 つの事項（いずれも「アジェンダ却下通知（案）」に関するもの）について、事務局より概要を説明し、専門委員にご議論いただいた。
 - (1) 企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の分類
 - (2) IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関する諸論点
 - (3) IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」から IFRS 第 9 号「金融商品」への移行時のヘッジ会計に関する取扱い
 - (4) 負の金利環境において組み込まれた金利フロアーの会計処理
 - (5) IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」に関する適用上の論点（本件については、一部、年次改善により対応を図るとされている論点も存在する。）
5. なお、IASB から、2015 年 10 月 21 日に、次の 2 つの解釈指針に関する公開草案（コメント期限：2016 年 1 月 19 日）が公表されており、当該公開草案へのコメント対応に

については、次回専門委員会において議論を行うこととされた。

- (1) 「法人所得税務処理に関する不確実性」(IAS 第 12 号「法人所得税」関連)
- (2) 「外貨建て取引と前受・前渡対価」(IAS 第 21 号「外国為替レート変動の影響」関連)

アジェンダ却下通知(案)に関する検討

6. 本専門委員会では、IFRS 解釈指針委員会が「アジェンダ却下通知(案)」で示している結論(アジェンダとして取り上げない旨)及びその理由づけ等に関して、当委員会からコメント・レターを送付すべきか否かについて、事務局より分析及び気付き事項を示したうえで、ご意見をいただいた。それぞれの内容は、次のとおりである。

企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の分類

7. IFRS 解釈指針委員会は、企業が発行した一定の特徴を有するプリペイド・カードについて、次の点について基準の修正や解釈指針の公表を行わない旨の「アジェンダ却下通知(案)」(コメント期限：2015年11月23日)を公表した。
 - (1) 当該プリペイド・カードに係る企業の負債は金融負債の定義を満たす。
 - (2) 当該プリペイド・カードに係る負債の認識の中止を行うかどうか、及び、いつ行うかを決定するために、IFRS 第 9 号「金融商品」又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の定めが適用される。
8. 本専門委員会では、事務局からの分析及び提案を踏まえ、主に次の理由から、当該「アジェンダ却下通知(案)」に対して、当委員会からコメント・レターを送付すべきとの結論とされた。
 - (1) 本アジェンダ却下通知(案)は、企業が発行するプリペイド・カードに係る会計処理に関するものであるが、近年、プリペイド・カードとカスタマー・ロイヤリティ・プログラムが混然一体となっているものが多く存在するため、前提とする取引の対象範囲を明確にしない限り、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に関する会計実務にも影響が生じ得ること
 - (2) IFRS 解釈指針委員会から示されているアジェンダ却下通知(案)は、前提とする取引の範囲が十分に明確でないこと
9. 本専門委員会でごいただいたご意見を踏まえて修正したコメント・レター(案)について、審議事項(5)-2をご参照いただきたい(論点の概要や本専門委員会で示された見解に関する詳細については、審議事項(5)-1 参考資料 1 参照)。

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に関する諸論点

10. IFRS 解釈指針委員会は、IFRS 第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の適用に関し、基準の修正や解釈指針の公表を行わない旨の「アジェンダ却下通知(案)」を3件公表した。
- (1) 論点1：処分グループについて減損損失が認識された場合、当該減損損失を当該処分グループ内の非流動資産（IFRS第5号の測定の規定が適用される非流動資産に限る）に配分するにあたってIAS第36号「資産の減損」第105項¹の制約は影響せず、したがって、処分グループについて認識すべき減損損失の金額は当該非流動資産の処分コスト控除後の公正価値又は使用価値によって制限されない。
- (2) 論点2：継続事業と非継続事業の間に重要な取引がある場合であっても、当該グループ内取引は全額消去する必要がある。なお、事実及び状況に応じて、非継続事業の財務上の影響を評価できるようにするため、追加的な注記を行う必要がある場合がある。
- (3) 論点3：中長期的な課題として識別された6件の論点について、IASBによる意見募集「2015年 アジェンダ協議」においてフィードバックを求めていることを踏まえ、当該協議が完了するまで、それらの論点についてさらなる議論は行わない。
11. 本専門委員会では、議論の結果、前項の論点3については「アジェンダ却下通知(案)」に対してコメントすべきという見解は示されなかった。他方、前項の論点1及び2に関する「アジェンダ却下通知(案)」に対しては異論が示されたが、これに対して当委員会からコメント・レターを送付することはせず、意見募集「2015年 アジェンダ協議」に対する当委員会からのコメント・レターにおいて、中長期的に検討すべきとのコメントを含める旨を検討してはどうかとされた（詳細については、審議事項(5)-1 参考資料2参照）。

IAS第39号からIFRS第9号への移行時のヘッジ会計に関する取扱い

12. IFRS 解釈指針委員会は、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」からIFRS 第9号「金融商品」への移行に関連して、現行の要求事項に照らし、次の点について基準の修正や解釈指針の公表を行わない旨の「アジェンダ却下通知(案)」を公表した。
- (1) 論点1：非金融商品全体をヘッジ対象とするヘッジ関係の指定から、リスク管理目的と整合的に、構成要素をヘッジ対象とするようにヘッジ関係の指定を変更する場合、IAS 第39号に従って行われていたヘッジ会計を中止する必要がある。

¹ IAS 第36号第105項は、減損損失を資産に配分する際に、資産の帳簿価額が、①処分コスト控除後の公正価値、②使用価値、③ゼロのうち最も高い価額を下回るように減額してはならないという制約を定めている。

(2) 論点2：IFRS第9号の適格要件を満たす限り、IFRS第9号の下で非金融商品全体をヘッジ対象として継続できる。

13. 本専門委員会では、議論の結果、当該「アジェンダ却下通知（案）」に対して当委員会からコメント・レターを送付しないことが適切とされた（詳細については、審議事項(5)-1 参考資料3 参照）。

負の金利環境において組み込まれた金利フロアの会計処理

14. IFRS 解釈指針委員会は、負の金利の環境において、変動金利の貸付金の契約に参照レートについてゼロ・パーセントをフロアとする条項がある場合について、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」の適用に関し、基準の修正や解釈指針の公表を行わない旨の「アジェンダ却下通知（案）」を公表した。

(1) 論点1：負の金利の環境においても正の金利の環境におけるのと同じ方法で、IAS 第39号AG33 項(b)²を金利フロアに適用すべきである。

(2) 論点2：IAS 第39号 AG33 項(b)の「市場金利」は、相手方及び事業を行っている市場に適切な、関連する信用又は他のスプレッドを含む条件を考慮すべきである。

15. 本専門委員会での議論の結果、当該「アジェンダ却下通知（案）」に対して当委員会からコメント・レターを送付しないことが適切とされた（詳細については、審議事項(5)-1 参考資料4 参照）。

共同支配の取決めに係る当初保有持分の再測定

16. IFRS 解釈指針委員会は、IFRS 第11号「共同支配の取決め」の適用に関して、共同支配事業が「事業」を構成しない場合の次の事項について、基準の修正や解釈指針の公表を行わない旨の「アジェンダ却下通知（案）」を公表した。

(1) 取引前に共同支配事業に対する共同支配を有している（又は共同支配事業の当事者である）状態から、共同支配事業に対する「支配」を獲得する取引において、当初保有持分を再測定すべきではない。

(2) 共同支配事業の当事者が持分の追加取得によって共同支配事業に対する「共同支配」を獲得することとなる取引において、当初保有持分を再測定すべきではない。

17. 本専門委員会では、議論の結果、当該「アジェンダ却下通知（案）」に対して当委員会からコメント・レターを送付しないことが適切とされた（詳細については、審議事項

² IAS 第39号 AG33 項(b)は、負債性の契約に組み込まれたフロアは、当該金融商品の発効時において、フロアが市場金利以下であり、かつ、当該フロアが主たる金融商品に関してレバレッジされていない場合、主たる契約と密接に関連している（組込デリバティブを主契約と区分して会計処理しない）と定めている。

(5)-1 参考資料 5 参照)。

基準等の修正案についての検討

18. IFRS 解釈指針委員会は、2015 年 9 月に開催された会議において、次の論点について、「IFRS の年次改善」において提案を行うことを決定している。

(1) IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」の適用にあたって、次の取引において、当該取引に係る資産又は資産グループが事業を構成する場合、次の事項を明確化すること

- 取引前に共同支配事業に対する共同支配を有している（又は共同支配事業の当事者である）状態から、共同支配事業に対する支配を獲得する取引：当初保有持分を再測定すべき
- 共同支配事業の当事者が持分の追加取得によって共同支配事業に対する共同支配を獲得することとなる取引：当初保有持分を再測定すべきではない

19. IASB より公表される年次改善の提案については、今後、当委員会においてコメント・レターの送付を行うかに関する審議を予定している（詳細については、審議事項(5)-1 参考資料 5 参照)。

III. 今後の予定

20. 当委員会で、「企業が発行したプリペイド・カードに係る負債の分類」に関するアジェンダ却下通知（案）に対してコメント・レターを送付することについてご了解いただいた場合、IFRS 解釈指針委員会に対してコメント期限（2015 年 11 月 23 日）までにコメント・レターを送付することを予定している。

21. 第 2 回 IFRS 適用課題対応専門委員会は、2016 年 1 月上旬に開催することを予定している。

ディスカッション・ポイント

本専門委員会における検討状況について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上